

株主各位

東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
株式会社ジェネレーションパス
代表取締役社長 岡本洋明

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年1月27日（水曜日）午後6時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）
午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
開会時刻直前は受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
西新宿パークウエストビル3階
※本年は開催場所を変更しております。
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第19期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 会計監査人選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 紙資源節約のため、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.genepa.com/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.genepa.com/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主様へのお土産はご用意しておりません。

-----新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対応について-----

- ◎ 下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ◎ ご来場を予定されている株主様におかれましては、当日の朝に検温をお願いさせていただきますようお願い申し上げます。
- ◎ また、発熱がない場合においても、風邪やその他のご事情により頻繁に咳が発生している株主様につきましては、恐れ入りますがご来場は控えていただき、他の株主様にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

〈当社の対応〉

- ◎ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 会場は、座席の間隔を例年より広げることから、ご用意できる座席数は20席程度となります。当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- ◎ 株主総会会場においても、検温・アルコール消毒液の設置を含め感染予防の対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、2020年4月～6月期は戦後最大のマイナス成長となりました。緊急事態宣言の解除や各種消費刺激策などにより、消費の持ち直しの傾向も見られますが、雇用・所得環境の悪化により厳しい状況が続いております。

当社グループが属する小売業界全体では、緊急事態宣言の発出後、インバウンド需要の激減や個人消費の大幅減少により、売上の急減による利益の悪化が顕著となりました。一方、EC市場におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため厚生労働省が「新しい生活様式」の実践を求めており、これに基づき人と接触することなく商品の購入が出来るEC需要や巣ごもり・テレワーク需要が喚起された結果、大幅に伸長しました。

このような状況の中、当社グループの主力事業であります「ECマーケティング事業」につきましては、第3四半期から家具・家電・医療用消耗品・生活雑貨等にかかるEC売上が大きく増進しました。また、主にECサポート事業を推進する当社子会社の株式会社カンナート（以下、「カンナート社」といいます。）におきましては、案件増加の影響及びシステム開発に積極的に取り組んだ結果、創業以来最高の売上高と利益を達成することが出来ました。

「商品企画関連事業」につきましては、上半期において新型コロナウイルス感染症の影響により納品遅れが発生したものの、メイン取扱商材である家具・寝具の納品が徐々に進んだこと及び青島新綻紡貿易有限公司（以下、「新綻紡社」といいます。）においてメイン商材の売れ行きが好調だったことから、売上高は増収となりました。利益面におきましては、当社ベトナム子会社である Genepa Vietnam Co.,Ltd.（以下、「ジェネパベトナム社」といいます。）において工場立ち上げ等各種投資コストが先行したことが主因で、事業全体としては前年同期を下回る水準となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,597百万円（前年同期比30.3%増）、営業利益は244百万円（前年同期比1,128.5%増）、経常利益は220百万円（前年同期比616.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は112百万円（前年同期比873.3%増）となりました。

セグメントの業績については、以下のとおりであります。

① ECマーケティング事業

「ECマーケティング事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で喚起されたEC需要やテレワーク・巣ごもり需要等、消費者ニーズを的確にとらえることにより、家具・家電・医療用消耗品・生活雑貨等の売上が好調であったこと、2019年11月に開店した「PayPayモール」が順調に売上を伸ばしたこと、カンナート社においてECサポート案件等の売上を大きく伸ばさせたこと等により、売上高は前年同期比で29.9%増と大幅な増収となりました。また、利益面におきましては、引き続き送料値上げの影響を自社で吸収している状況ではあるものの、在庫配置の適正化及び配送コストの上昇を抑えるなど精力的に各種利益改善に取り組んだことにより、過去最高益を達成することが出来ました。

なお、海外でのECマーケティング事業につきましては、中国における新綻紡社等を拠点として、越境EC事業を積極的に継続していく方針であります。

以上の結果、売上高は9,901百万円（前年同期比29.9%増）となり、セグメント利益は424百万円（同184.6%増）となりました。

② 商品企画関連事業

「商品企画関連事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による出荷遅延が発生していたものの、メイン商材の売上が回復基調となったことによる影響及び新綻紡社のメイン商材の売れ行きが好調だった影響から、売上高は前年同期比で29.8%増と大幅な増収となりました。利益面におきましては、当社ベトナム子会社であるGenepa Vietnam Co.,Ltd.（以下、「ジェネパベトナム社」といいます。）において工場立ち上げ等各種投資コストが先行した結果、事業全体としてのセグメント利益は前年同期比で22.2%減と減益となりました。ジェネパベトナム社は、安定稼働できる体制になってきており、翌期以降は利益に貢献出来るものと考えております。

以上の結果、売上高は2,607百万円（前年同期比29.8%増）となり、セグメント利益は84百万円（同22.2%減）となりました。

③ その他

「その他」につきましては、非物販事業としておしゃれなインテリア・雑貨の紹介、それらの実例の紹介及び家に関するアイデアを紹介するWEBメディア「イエコレクション」(<https://iecolle.com>)に掲載する記事数やPV数の拡大に向けた人員増加等の先行投資を継続して実行してまいりました。当連結会計年度におきましては、売上高が好調に推移したことにより、売上面・利益面での寄与があり、翌期以降も引き続き売上面・利益面で寄与することが見込まれております。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は139百万円余であります。このうち主なものは、ジェネパトナム社における事業用機械装置の新設であります。

(3) 資金調達の状況

新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えとして、前年に引き続き2020年6月に取引銀行と期間を1年間とするコミットメントライン契約(注)を締結しました。当該契約に基づく無担保・無保証の借入設定上限は総額1,000百万円です。

(注)コミットメントライン契約：金融機関との間で予め契約した期間・融資枠の範囲内で融資を受けることを可能とする契約

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループにおきましては、社内外の感染被害抑止と従業員の健康と安全を確保するため、社員の時差出勤・在宅勤務の推進、就業時間中のマスク着用の徹底、海外出張の抑止、テレビ会議システムの活用を実施するなど、同感染症の拡大を止めるための対策を講じており、期末日時点において、当社グループ従業員における感染者は発生しておりません。今後におきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

② 配送サービス面の課題

実際の商品がメーカーや卸売事業者にあるため、配送に関してのきめ細かい工夫、効率的な梱包、独自のサービスの提供が困難であり、配送コストの削減が課題となります。この課題を解決する方法として、売れ筋商品を当社グループにて一括して管理できる提携倉庫の管理を強化することが必要不可欠と認識しております。複数の異なった企業が提供する商品を一括で配送すること、配送コストを削減すること、及び、一度に商品を受け取れること、という顧客利便性を提携倉庫の管理強化により実現させていく方針であります。また、昨今の運送会社の総量規制や、物流コストの上昇の影響を最小限にするために、新規に物流会社との提携を加速させていく方針であります。

③ 優秀な人材の確保

当社グループにおきましては、M&Aによる事業拡大に対応するため、優秀な人材の確保が重要な課題となっております。即戦力を求めた実務経験者の中途採用及び、持続可能な会社にすべく人的基盤を整備するための新卒採用を継続的に行うとともに、職場環境の改善、福利厚生充実、目標管理制度の導入及び採用活動の多様化に努め、人材確保に注力してまいります。

④ グローバル化への対応

当社グループにおきましては、今後の事業展開の上で必要不可欠となる海外での生産及び国内・海外市場での販売という課題があります。当社グループでは、インテリア・ファブリック商材の製造・販売の多様化・効率化と販路拡大を目的として、2018年4月に中国で「青島新統紡貿易有限公司」を子会社化しました。また、原材料の輸入及び製品の輸出、木工製品の企画、製造、組立、検品等が行える海外拠点として、2019年10月にベトナムで「Genepa Vietnam Co.,Ltd.」を設立いたしました。国内市場への販売に加え、今後も継続的に拡大することが想定される海外市場を取り込むことで、当社グループの業績拡大を加速させてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2017年10月期)	第17期 (2018年10月期)	第18期 (2019年10月期)	第19期 (2020年10月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	7,632,912	8,778,122	9,666,382	12,597,785
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△5,430	135,779	11,530	112,221
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△0円66銭	16円69銭	1円42銭	13円84銭
総 資 産(千円)	2,650,569	3,285,324	3,146,138	3,707,775
純 資 産(千円)	1,579,160	1,653,170	1,624,022	1,726,714

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況(単体)

区 分	第16期 (2017年10月期)	第17期 (2018年10月期)	第18期 (2019年10月期)	第19期 (2020年10月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	7,614,004	7,926,663	8,388,192	10,791,671
当 期 純 利 益 又 是 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△9,098	127,794	△12,903	131,739
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△1円10銭	15円70銭	△1円56銭	16円25銭
総 資 産(千円)	2,314,417	2,669,599	2,771,047	3,300,416
純 資 産(千円)	1,530,347	1,570,805	1,558,037	1,691,985

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

当社は、以下の内容を主な事業としています。

① ECマーケティング事業

国内外におけるインターネットショッピングサイト「リコメン堂」の運営
WEB制作・事業開発・EC事業

② 商品企画関連事業

取引先商品の企画サポート
インテリア・ファブリック商材の製造・販売

③ その他事業

システム開発事業、ソフトウェアの受託開発、メディア事業

(11) 主要な営業所の状況 (2020年10月31日現在)

① 当社

本社：東京都新宿区西新宿

② 子会社

株式会社トリプルダブル (本社：東京都新宿区西新宿)

青島新綻紡貿易有限公司 (本社：中国山東省青島市市南区中山路)

青島新嘉程家纺有限公司 (本社：中国山東省青島平度登州路)

株式会社カンナート (本社：東京都新宿区西新宿)

株式会社フォージ (本社：東京都新宿区西新宿)

Genepe Vietnam Co.,Ltd. (本社：ベトナム社会主義共和国ビンズン省)

(12) 従業員の状況 (2020年10月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
302 (69)	128増 (33増)

(注)1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは () 内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 増加の主な要因は、2019年10月に新たに当社の連結子会社となった GENEPE VETNAM CO., LTD.の従業員数であります。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
88 (18)	3増 (1減)	31.3	4.19

(注)1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは () 内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 従業員数には正規従業員以外の派遣社員及びアルバイト18名を含んでおりますが、平均勤続年数の計算には含めておりません。

(13) 重要な子会社の状況

社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率 (%)	事業内容
株式会社トリプルダブル	10,000	100.00	システム開発の技術支援、システム、アプリケーションの受託開発、メディア事業
青島新綻紡貿易有限公司	9百万円	95.56	インテリア・ファブリック製品の企画・販売及び輸出入
青島新嘉程家纺有限公司	1百万円	(95.56)	インテリア・ファブリック製品の製造
株式会社カンナート	25,000	100.00	WEB制作、各種WEBサービスの企画・立案、EC通販
株式会社フォージ	3,000	(100.00)	EC通販
Genepa Vietnam Co.,Ltd.	10,593 百万 VND	100.00	インテリア・ファブリック製品の製造

(注)当社の出資比率うち、()内の数値は、当社の間接所有の割合です。

(14) 主要な借入先 (2020年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	443,332千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277,240株
- (3) 株主数 3,186名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
岡本 洋明	2,139,200	26.35
CT Bright Holdings Limited	1,395,000	17.19
久野 貴嗣	713,600	8.79
岡本 薫	242,300	2.98
岡本 八洋	242,300	2.98
岡本 あかね	242,300	2.98
鈴木 智也	233,600	2.88
岡本 由美子	204,000	2.51
桐原 幸彦	193,800	2.39
新沼 吾史	137,200	1.69

(注)持株比率は自己株式（159,789株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 第2回新株予約権

	第2回新株予約権
新株予約権の数(個)	1,104(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,400(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	576
新株予約権の行使期間	2021年2月1日～ 2023年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 576 資本組入額 288
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、2019年10月期から2020年10月期までの各事業年度における、監査済みの当社連結損益計算書の経常利益金額に非支配株主損益を加減した額の合計額が500百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができます。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—	
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,064個 106,400株 4名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 4,000株 3名

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(旧商法に基づく転換社債の転換又は新株引受権証券に係る新株引受権もしくは旧商法に定める新株引受権の行使、又は新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行(処分)株式数}}$$

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年10月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 洋明	代表取締役社長 経営全般	
久野 貴嗣	取締役	
桐原 幸彦	取締役	株式会社トリプルダブル 代表取締役社長 株式会社カンナート 取締役
鈴木 智也	取締役	青島新綻紡貿易有限会社 董事 株式会社カンナート 取締役
遠藤 寛	取締役	公益財団法人警察協会 評議員 上村・大平・水野法律事務所 顧問 株式会社カンナート 取締役 伊藤忠エネクス株式会社 取締役
粕谷 達也	常勤監査役	青島新綻紡貿易有限会社 監事 株式会社カンナート 監査役
次廣 秀成	監査役	
内山 和久	監査役	

- (注) 1. 遠藤寛氏は、社外取締役であります。
 2. 次廣秀成及び内山和久の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役内山和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、当社は、取締役遠藤寛氏及び監査役内山和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役	5	59,280
監査役	3	8,010
合計	8	67,290

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度の末日における人員は、取締役5名（内社外取締役1名）、監査役3名（内社外監査役2名）であります。
 3. 社外役員3名（社外取締役1名、社外監査役2名）の報酬総額は7,560千円であります。

5. 社外役員等に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	遠藤 寛	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)出席しており、疑問点等を明らかにするため、企業経営の豊富な経験と知識を基に適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	次廣 秀成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回(100%)に出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する意見を述べております。
社外監査役	内山 和久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回(100%)に出席しており、会計の専門家として会計処理の妥当性や開示書類の適正性に関する意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

6. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 会計監査人としての報酬等の額
29,841千円
 - ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
29,841千円(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしております。また、その他独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するものとしております。
取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。(決議日 2019年12月25日)

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し意見を述べることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理されるよう徹底を図る。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧可能な状態で保存する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失に関するリスク・マネジメントの観点から、損失の危機の管理についてリスク管理規程にて定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備を行う。

当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回、取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、会議運営規程に基づき隔週で経営会議を開催するとともに、必要に応じて取締役及び指名された者により招集され、議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に掲げる企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。

当社及び子会社の使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知った時は、代表取締役、上長、又は管理本部を事務局とする通報窓口へ速やかに通報しなければならない。

内部監査人は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対しその結果を報告する。

⑥ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、関係会社管理規程に従い当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

子会社の取締役は、関係会社管理規程に従い、当社の事前承認が必要な事項及び取締役の職務の執行に係る重要事項について当社への報告を要する。また、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、又は社会通念上疑義があると認めた時には、監査役に報告する。

内部監査人は、当社グループ各社における内部統制監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者から独立性及び実効性を確保する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対して当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

当社及び子会社は、当社の監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として、人事上その他いかなる点においても、不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

監査役は、内部監査人、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、当社及び子会社に対する監査の実効性を確保する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、代表取締役の責任の下、管理本部リーダーの指示に従い各部署の部門長で組織されたプロジェクトチームが、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の体制を構築・整備することを推進する。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

不当要求等への対応を所管する部署を管理本部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定又は改訂し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会及び臨時取締役会を13回、経営会議を32回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきましては、該当事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資産の部>			<負債の部>		
流動資産		3,294,253	流動負債		1,694,255
現金及び預金		1,271,295	支払手形及び買掛金		717,133
受取手形及び売掛金		803,072	短期借入金		260,000
商品及び製品		969,046	1年内返済予定の長期借入金		90,204
仕掛品		32,310	リース債務		3,549
原材料及び貯蔵品		41,003	未払金		315,423
その他		178,083	未払法人税等		117,777
貸倒引当金		△558	その他		190,167
固定資産		413,522	固定負債		286,806
有形固定資産		178,142	長期借入金		273,028
建物及び構築物	36,358		リース債務		6,447
減価償却累計額	△6,048	30,309	資産除去債務		7,331
機械装置及び運搬具	140,314		負債合計		1,981,061
減価償却累計額	△15,187	125,127	<純資産の部>		
工具、器具及び備品	52,193		株主資本		1,722,968
減価償却累計額	△38,743	13,450	資本金		627,117
リース資産	14,460		資本剰余金		620,267
減価償却累計額	△5,204	9,256	利益剰余金		566,204
無形固定資産		181,224	自己株式		△90,620
のれん		159,780	その他の包括利益累計額		△5,194
ソフトウェア		21,420	為替換算調整勘定		△5,194
その他		23	新株予約権		137
投資その他の資産		54,155	非支配株主持分		8,803
繰延税金資産		22,939			
その他		31,216	純資産合計		1,726,714
資産合計		3,707,775	負債・純資産合計		3,707,775

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自2019年11月1日
至2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,597,785
売 上 原 価		9,174,402
売 上 総 利 益		3,423,383
販売費及び一般管理費		3,178,951
営 業 利 益		244,431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,267	
受 取 保 険 金	5,573	
助 成 金 収 入	10,246	
そ の 他	3,417	22,506
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,171	
為 替 差 損	42,174	
そ の 他	1,376	46,722
経 常 利 益		220,214
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,006	1,006
税金等調整前当期純利益		219,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	120,723	
法 人 税 等 調 整 額	△18,539	102,183
当 期 純 利 益		117,025
非支配株主に帰属する当期純利益		4,803
親会社株主に帰属する当期純利益		112,221

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自2019年11月1日
至2020年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	625,997	615,059	453,982	△90,588	1,604,450
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,120	1,120	—	—	2,240
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	112,221	—	112,221
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△31	△31
支配継続子会社に対する持分変動	—	4,088	—	—	4,088
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,120	5,208	112,221	△31	118,518
当 期 末 残 高	627,117	620,267	566,204	△90,620	1,722,968

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△13,403	△13,403	137	32,838	1,624,022
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	2,240
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	112,221
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△31
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	4,088
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,208	8,208	—	△24,034	△15,826
当 期 変 動 額 合 計	8,208	8,208	—	△24,034	102,691
当 期 末 残 高	△5,194	△5,194	137	8,803	1,726,714

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	2,565,322	流動負債	1,321,624
現金及び預金	529,063	支払手形	4,539
売掛金	687,294	買掛金	560,564
商品	896,851	短期借入金	150,000
仕掛品	1,937	1年内返済予定の長期借入金	90,204
短期貸付金	337,500	リース債務	3,549
その他	113,150	未払金	300,695
貸倒引当金	△474	未払法人税等	83,762
		その他	128,309
固定資産	735,093	固定負債	286,806
有形固定資産	16,173	長期借入金	273,028
建物	11,585	リース債務	6,447
減価償却累計額	△5,383	資産除去債務	7,331
工具、器具及び備品	14,551	負債合計	1,608,431
減価償却累計額	△13,836	<純資産の部>	
リース資産	14,460	株主資本	1,691,847
減価償却累計額	△5,204	資本金	627,117
無形固定資産	23,275	資本剰余金	616,117
ソフトウェア	23,251	資本準備金	616,117
その他	23	利益剰余金	539,233
投資その他の資産	695,644	その他利益剰余金	539,233
関係会社株式	514,969	繰越利益剰余金	539,233
長期貸付金	150,000	自己株式	△90,620
繰延税金資産	22,171	新株予約権	137
その他	8,503	純資産合計	1,691,985
資産合計	3,300,416	負債・純資産合計	3,300,416

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自2019年11月1日)
至2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,791,671
売 上 原 価		7,816,106
売 上 総 利 益		2,975,564
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,810,709
営 業 利 益		164,854
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,704	
受 取 手 数 料	30,264	
受 取 保 険 金	5,573	
そ の 他	1,919	47,462
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,222	
為 替 差 損	16,633	
そ の 他	0	17,856
経 常 利 益		194,460
税 引 前 当 期 純 利 益		194,460
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,945	
法 人 税 等 調 整 額	△13,224	62,721
当 期 純 利 益		131,739

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自2019年11月1日)
至2020年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	625,997	614,997	407,493	△90,588	1,557,900
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,120	1,120	－	－	2,240
当 期 純 利 益	－	－	131,739	－	131,739
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△31	△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	1,120	1,120	131,739	△31	133,947
当 期 末 残 高	627,117	616,117	539,233	△90,620	1,691,847

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	137	1,558,037
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株予約権の行使)	－	2,240
当 期 純 利 益	－	131,739
自 己 株 式 の 取 得	－	△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	133,947
当 期 末 残 高	137	1,691,985

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2019年11月1日から2020年10月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月22日

株式会社ジェネレーションパス 監査役会

常勤監査役 粕谷達也 ㊟

社外監査役 次廣秀成 ㊟

社外監査役 内山和久 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、当社の監査役会の決定に基づき、新たに史彩監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2021年1月28日開催予定の第19回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますが、有限責任 あずさ監査法人より2021年10月期の監査報酬について増額改定の提示がなされました。そのため、監査役会は、監査の効率性や当社の事業規模に適した監査対応と監査費用などを考慮し、複数の監査法人を対象に比較検討を実施してまいりました。

その結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、品質管理体制、専門性、独立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、史彩監査法人が候補者として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の概要

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	史彩監査法人（英文名称：Shisai Audit）		
事業所所在地	〒141-0031 東京都品川区西五反田1-27-6 市原ビル5階		
沿 革	2017年3月 設立		
概 要	出 資 金		20百万円
	構 成 人 員	代表社員	2名
		社員	4名
		職員（嘱託含む）	8名
		合計	14名
	監査クライアント		14社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
西新宿パークウエストビル 3階



- 交通 「西新宿駅」1番出口より徒歩7分 (丸ノ内線)
「都庁前駅」A5出口より徒歩7分 (大江戸線)
(お車でのご来場はご遠慮ください)
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。